

あいちの山里起業家支援体制強化事業業務委託基本仕様書

1 件名

あいちの山里起業家支援体制強化事業

2 目的

あいちの山里^{*}は人口減少や高齢化による地域社会の担い手不足の深刻化など、様々な課題を抱えている。こうした中で、あいちの山里で活動する起業家や地域おこし協力隊等、地域で活動する方々の支援体制を強化することで、あいちの山里の活性化を図り、地域課題を自走して解決する仕組みを構築する。

※ 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

3 事業内容

- (1) あいちの山里起業家支援体制のあり方検討
- (2) 地域の起業家・地元企業等の交流促進
- (3) 事業報告書の提出
- (4) その他（上記（1）～（3）に係る付随業務）

4 業務委託の内容

- (1) あいちの山里起業家支援体制のあり方検討

あいちの山里における、公的及び民間の既存の取組と連携した起業家支援体制の在り方を、下記ア～エを通して検討し、モデルを提示する。

ア 検討会の設置

あいちの山里起業家支援体制の在り方について検討する「あいちの山里起業家支援体制検討会」を設置する。なお、構成員はあいちの山里における関係団体等（起業家、自治体、経済団体、地元金融機関等）とする。

イ 意見交換会の実施

関係団体等を交えた意見交換会を実施し、今後の起業家支援のあり方について話し合うこと。なお、意見交換会は、委託期間内に適切な回数で実施すること。

ウ 事例調査の実施

起業家支援体制のあり方検討の際の参考となる、地域における既存の起業家支援の動向、地域に求められている支援のあり方、他地域の類似事例等について、内容や課題等の調査を行うこと。なお、調査は委託期間内に適切な回数で実施すること。

エ ワークショップの実施

検討会における検討の方向性を受けて、関係団体等（検討会の構成員以外を含む）を交えたワークショップを、委託期間内に適切な回数で実施すること。なお、ワークショップは下記の観点を盛り込んだものとする。

- ・地域の起業家のスタートアップの一助となるもの
- ・各機関の関係作り及び連携の機運醸成に繋がるもの

- ・起業家支援体制のあり方検討に資するもの
- オ モデルの提示
上記ア～エの検討内容を受け、あいちの山里における、公的及び民間の既存の取組と連携した起業家支援体制のモデルを提示する。

(2) 地域の起業家・地元企業等の交流促進

ア 交流会の実施

地域で活動する起業家と、地元企業・団体・機関（特に地域に影響力のある企業人・キーパーソン等）（以下「地元企業等」という。）を中心とした交流会等を開催する。なお、交流会等は委託期間内に適切な回数で実施すること。

イ 地域における起業家と企業等のマッチング促進

アの交流会の場等を積極的に活用し、解決したい課題や新規の事業ビジョン等を持つ地域の起業家と、事業ノウハウを持った地元企業等とのマッチングを促進する。

※マッチング成立件数は5件以上を目標とすること。

(3) 事業報告書の提出

事業終了後、事業実績をまとめた報告書（A4判各1部）及び報告書の内容を記録した電子媒体9部を提出すること。提出期限は、令和7年3月21日（金）までとし、提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。

※事業報告書の内容については、事前に委託者と十分調整を行うこと。

(4) その他（上記（1）～（3）に係る付随業務）

ア 記録の提出

受託者は、上記（1）～（3）における業務及び委託者と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として3開庁日以内に委託者に提出すること。

また、受託者は、委託者に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合、事前に委託者の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3開庁日以内に記録等を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに委託者に一報を入れること。

5 その他

- (1) 統括責任者及び委託者との連絡担当者をあらかじめ定め、計画の進捗管理票等により、委託者と連絡を密に事業全体の進捗管理を行うこと。
- (2) 協力団体、協力施設、市町村等からの問合せ・苦情に対応できる体制であること。
- (3) トラブル等が発生した場合は、速やかに委託者と連絡を取れる体制であること。
- (4) 本事業の実施にあたり、委託者及び地元関係者と十分な打合せを行うこと。また、委託者は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- (5) 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。

- (6) 本事業については、「あいち山村振興ビジョン 2025」における具体的な取組として実施するとともに、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施する事業であることから、その趣旨に基づき事業実施にあたること。
- (7) 本事業のほか、委託者が実施する他の山村振興事業等や関係市町村の事業とも、積極的に連携をとって業務にあたること。
- (8) 受託者は、業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保全に万全を期すこと。
- (9) 本事業の制作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (10) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (11) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること（契約期間終了後も含む）。
- (12) 契約締結後速やかに「あいちの山里起業家支援体制強化事業業務委託業務受託者募集要領」に基づき提出した企画提案書の内容を最新のものに更新し、受託者の了承を得ること。また、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し委託者の承認を得ること。
- (13) 契約終了後、委託者及び他事業者が、次年度以降の業務内容を引き継げるよう、円滑な業務の移行について協力すること。
- (14) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。